

(様式2)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	焼津市

## 焼津市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 焼津市経済部農政課  
所在地 焼津市本町二丁目16番32号  
電話番号 054-626-2157  
FAX番号 054-626-2194  
メールアドレス nousei@city.yaizu.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	静岡県焼津市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	果樹	3a	12千円
	イモ類	1a	60千円
	たけのこ	32a	132千円
	合計	36a	204千円
ハクビシン	果樹	4a	27千円
	合計	4a	27千円
合計	果樹	7a	39千円
	イモ類	1a	60千円
	たけのこ	32a	132千円
	合計	40a	231千円

### (2) 被害の傾向

荒廃農地や放任果樹などイノシシ等の野生鳥獣が生息しやすい環境が依然として多い状況にあり、集落内への侵入も増加している。また、山から少し離れた場所での目撃情報が寄せられ始めるなど、行動範囲が広がっている可能性も考えられ、周辺住民等への人的被害の発生が懸念される。

被害としては、農作物では、柑橘、イモ類などが多く、ミカン畠の掘り起し、石垣の損壊、法面や道路肩の崩落等の農作物以外の被害も深刻である。

なお、ハクビシンによる果樹等の食害も報告されており、今後、更なる被害の拡大も懸念される。

ニホンジカ、アナグマについても、目撃情報が増加しており、被害報告にはないが、山林が連なっている近隣市での被害も発生している状況であるため、対策が必要である。

イノシシによる被害軽減目標については、令和2年度以降は豚熱の影響により、個体数が非常に少なかったが、令和5年度に被害が再び増加し始めており、今後被害の拡大が懸念されるため、豚熱発生以前の、平成29年度、30年度、令和元年度の被害状況を基に設定する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）			目標値（令和8年度）		
	被害品目	被害面積	被害金額	被害品目	被害面積	被害金額
イノシシ	果樹	3a	12 千円	果樹	103a	960 千円
	イモ類	1a	60 千円	イモ類	1a	4 千円
	野菜	32a	132 千円	野菜	36a	370 千円
	合計	36a	204 千円	合計	140a	1,334 千円
ニホンジカ	合計	0a	0 千円	合計	0a	0 千円
アナグマ	合計	0a	0 千円	合計	0a	0 千円
ハクビシン	果樹	4a	27 千円	果樹	3a	24 千円
	合計	4a	27 千円	合計	3a	24 千円
合計	果樹	7a	39 千円	果樹	106a	984 千円
	イモ類	1a	60 千円	イモ類	1a	4 千円
	野菜	32a	132 千円	野菜	36a	370 千円
	合計	40a	231 千円	合計	143a	1,358 千円

※イノシシの軽減目標については、令和元年度の数値を基に設定しています。

【参考】平成29年度～令和元年度のイノシシ被害状況

年度	被害面積	被害金額	捕獲頭数
平成29年度	165a	2,252 千円	108 頭
平成30年度	460a	3,219 千円	69 頭
令和元年度	157a	1,483 千円	76 頭

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲報奨金制度や国の緊急捕獲活動支援事業により、捕獲者への経費の支援を行い※1、被害防止目的の捕獲を実施</li> <li>・市の予算において、捕獲資材（箱わな等）を購入し、捕獲者等への貸出しにより、捕獲を支援</li> <li>・捕獲の担い手を継続的に確保するため、わな狩猟免許取得者への助成※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲者の高齢化や減少による担い手が不足している</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者の行う電気柵やフェンス等の防除策に対し、資材費を助成※3</li> <li>・鳥獣被害相談の際に、市職員による現地確認を行い、荒廃農地や藪等の刈り払い、防護柵設置など鳥獣被害対策の必要性や防除方法の啓発。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者毎に鳥獣被害対策に対する意識の差がある。</li> <li>・耕作者の高齢化や兼業農家の増加により、鳥獣対策への投資意欲や農作物生産意欲の低下により、荒廃農地や放任果樹が増加している。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の公式ホームページや公式LINE、地域の組回覧を利用した、有害鳥獣の潜みやすい環境を減らす呼びかけ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼びかけを行っているものの、依然荒廃農地や空き家等の管理が行き届いていない。</li> </ul>

※ 1 : 焼津市有害鳥獣捕獲奨励金交付要綱

※ 2 : 焼津市わな猟免許取得補助金交付要綱

※ 3 : 焼津市有害鳥獣被害防除事業補助金交付要綱

## (5) 今後の取組方針

鳥獣による農林業に係る被害を地域の問題として、焼津市鳥獣被害防止対策協議会を中心に地域ぐるみで問題解決に取り組む。

鳥獣を寄せ付けない集落づくりを重点に、次の取組により被害軽減目標の達成を目指す。

### ○焼津市鳥獣被害防止対策協議会での連携

- ・生産者、JA、捕獲者、地域住民、農業委員会等と被害情報の情報共有
- ・関係者が連携して一体となった対策の実施

### ○被害状況の把握

- ・生産者団体等と連携した生産者への鳥獣被害アンケート調査の実施、及び被害防止対策への活用

### ○鳥獣の習性について理解を深める

- ・住民参加の現地研修会や講演会の開催
- ・生産者や住民に対しリーフレットなどの配布

### ○被害防止目的の捕獲の実施

- ・捕獲報奨金制度や国の緊急捕獲活動支援による被害防止目的の捕獲の推進
- ・捕獲者と連携した捕獲を行うとともに、担い手の確保に取り組む

### ○地域の取り組みを支援

- ・地域懇談会の開催など、地域を主体とした対策への合意形成
- ・地域住民が主体となった鳥獣を寄せ付けない集落づくりの推進
- ・生産者の狩猟免許取得の支援

### ○荒廃農地等、鳥獣が好む環境の減少を図る。

- ・荒廃農地や放任果樹等の伐採の指導や啓発
- ・隠れ場所となる藪や落下果実等の除去の指導

### ○効果的な電気、防護柵等の設置

- ・電気柵及び防護柵等の設置推進
- ・効果的で正しい電気柵及び防護柵等設置の指導
- ・電気柵の設置は、警告看板などの安全対策を十分行うとともに過度の電流での使用をしないよう指導、啓発する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・被害軽減に向けて、地域住民などから成る鳥獣被害対策実施隊を設置し、わなの見回り補助を兼ねたパトロールによって、各地区の被害情報を収集し、捕獲者とともにわなの設置場所を検討するなど効率的な捕獲を実施する。
- ・鳥獣被害対策実施隊のうち、捕獲作業を兼任している者については、対象鳥獣捕獲員として任命を行う。
- ・農家等の生産者によるわな免許の取得を推進し、被害者自らが捕獲を実施できる体制を整える。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度 ～ 令和 8 年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害発生地域の住民へ鳥獣被害防止対策の啓発を行い、被害発見時には、市担当課等へ速やかに通報する等の体制構築を目指す。</li><li>・生産者等が自らわな免許を取得し、捕獲が実施できる体制作りを推進する。</li><li>・焼津市被害防止計画の達成に向けて、捕獲報奨金制度や国の緊急捕獲活動支援事業による、捕獲者への支援を実施する。</li><li>・狩猟免許試験等について、広報や情報提供を行い担い手の育成、確保を支援する。</li><li>・県が実施する管理捕獲と連携し、対策を進める。</li></ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	近年の捕獲実績（狩猟での捕獲は含まない）は、平成 29 年度 108 頭、30 年度 69 頭、令和元年度 76 頭、2 年度 31 頭、3 年度 29 頭、4 年度 54 頭と、豚熱の影響か、令和 2 年度以降は減少傾向にあったが、令和 5 年度に再び被害報告が増加し始めていることから、豚熱の影響は既に終息に向かっていると考えられ、更なる被害の増加が懸念されるため、令和 6 年度以降の捕獲計画数を 100 頭とする。なお、ライフル銃による捕獲等を実施しない。

ニホンジカ	農家や地元住民からの目撃情報が寄せられており、親子での群れも発見されていることから、今後個体数の増加や被害の拡大が考えられる。また、山林が連なっている近隣市での被害も発生している状況であるため、令和6年度以降の捕獲計画数を5頭とする。なお、ライフル銃による捕獲等を実施しない。
アナグマ	農家や地元住民からの目撃情報が寄せられており、今後個体数の増加や被害の拡大が考えられる。また、山林が連なっている近隣市での被害も発生している状況であるため、令和6年度以降の捕獲計画数を10頭とする。なお、ライフル銃による捕獲等を実施しない。
ハクビシン	果樹やトウモロコシ等の食害が発生しており、今後個体数の増加や被害の拡大が考えられる。近隣市での被害も発生している状況であるため、令和6年度以降の捕獲計画数を10頭とする。なお、ライフル銃による捕獲等を実施しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭

【参考】

対象鳥獣	被害防止目的の捕獲実績		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	31頭	29頭	54頭
ニホンジカ	0頭	0頭	0頭
アナグマ	4頭	3頭	1頭
ハクビシン	8頭	4頭	5頭

#### 捕獲等の取組内容

- イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン  
わなによる被害防止目的の捕獲
- ・被害のある中山間地域を中心に安全を最優先に実施する。
  - ・捕獲は被害発生時期での実施を基本とする。
  - ・緊急的な捕獲が必要な場合、その都度被害防止目的の捕獲を実施する。
  - ・事故防止の観点から、銃器の使用は止めさしに限ることとする。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
焼津市内	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシンについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第2条により県知事から市長へ被害防止目的の捕獲許可権限が委譲済み。

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。</li><li>・市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。</li><li>・市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。</li><li>・市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。</li></ul>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止の検討、研究。</li> <li>・電気柵等の効果的な設置方法の広報及び農家の周知。</li> <li>・荒廃農地の解消方法の検討。</li> <li>・放任果樹や食物残さの撤去等、生産者や住民を対象とした、鳥獣被害防止に関する技術情報の提供。</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
焼津市	全体の総括・被害防止目的の捕獲許可
焼津警察署	市民からの通報に基づき、関係機関への連絡、交通規制や避難誘導などの安全確保
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣対策に関する助言・指導
地元狩猟者等	被害防止目的の捕獲の実施・助言・指導
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの目撃情報
↓
焼津市役所農政課
↓
・府内関係各課（学校教育関連等）
・府外①焼津警察署
②静岡県志太榛原農林事務所
③地元狩猟者等

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は速やかな埋設処分を基本とするが、自己責任において自家食用としての活用も可能とする。  
また、新たな処分方法についても調査・研究する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処分している。今後は、ジビエとしての利用や広域的な獣肉加工施設の整備について、周辺市町と協議・検討する。

### (2) 処理加工施設の取組

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	焼津市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
焼津市	事務局及び協議会に関する全般的な管理・調整
焼津市農業委員会	鳥獣被害関連情報の提供及び生産者への指導
大井川農業協同組合	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、協力及び指導
焼津市猟友会	鳥獣被害関連情報の提供及び被害防止目的の捕獲の実施
東益津地区自治会	被害状況等の情報提供と対策の協力
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣被害関連情報提供及び助言
その他	有識者としての助言

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	鳥獣被害関連の情報提供や被害防止技術に関する情報提供、助言、協力及び指導を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和4年度に、焼津市鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は、焼津市獵友会員、鳥獣被害が顕著な地域ごとの代表者1～2名及び焼津市職員。隊員数は全員で40名以内。

活動内容は、有害鳥獣被害パトロール、生息状況調査、鳥獣被害対策の普及に関すること。

捕獲の実施については、実施隊の活動内容には含まれないが、捕獲実施者を兼ねている対象鳥獣捕獲員が行う。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

#### ○近隣市町等との連携強化

- ・「志太榛原地域鳥獣対策連絡会」への参加等により、近隣での鳥獣被害情報の収集及び被害対策方法の検討を行う。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

技術の習得や情報、情勢を把握するために、「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」などの関係機関とともに情報交換を行う。

被害防止対策の実施にあたっては、県と連携で実施した「鳥獣被害集落アンケート調査」の結果を検討し、対策を実施する地区、対象獣種を選定したうえで実施する。具体的な対策の実施にあたっては、鳥獣被害対策総合アドバイザーや鳥獣保護管理員、狩猟免許保持者など専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。また、生産者や地域住民一人ひとりが鳥獣被害対策に取り組む体制づくりのために、対策方法の情報発信等を行う。その他、被害対策は安全を最優先とし、電気柵の設置は、警告看板などの安全対策を十分行うとともに過度の電流での使用をしないよう指導、啓発し、捕獲の実施にあたっては、わな設置標識やハイカーへの注意標識を設け、事故防止に努める。